

(仮称) 川越市歴史的建築物保存活用計画策定指針 (原案)

平成28年 8月  
都市計画部

【制定の趣旨】

歴史的建築物<sup>※</sup>について、建築基準法（以下「法」という。）第3条第1項第3号の指定（以下「除外指定」という。）に基づく同法の適用除外のための手続きや、当該建築物の適正な増築等の実施、保存及び活用等を図るために必要な措置を定めた、「川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」という。）」（平成28年3月18日公布）を、本年10月1日に施行します。

除外指定を受けようとする歴史的建築物の所有者は、条例第3条第2項に基づき保存活用計画を作成する必要があるとあり、当該計画の策定に当たっては、市長が定める指針に従わなければならないこととしています。このため、「(仮称)川越市歴史的建築物保存活用計画策定指針(以下「指針」という。)」を策定しようとするものです。

【指針作成に当たっての考え方】

本指針では、保存建築物の持つ歴史的、文化的価値が、将来にわたり保たれるとともに、その積極的な活用が図られるよう、建築基準法の趣旨を踏まえながらも、同法では考慮されないソフト面の対応などについても一定の評価を取り入れる等、柔軟に運用することとしており、その際の保存建築物に求める安全性及び周辺環境の保全のために必要となる対応等についての考え方をまとめるものです。

初版となる本指針の対象建築物は、2階建て以下の木造建築物（真壁造り、土蔵造りを含む木造町家及び内部を木造町家とした洋風看板建築等）である歴史的建築物です。対象用途としては、原則として住宅、大規模ではない店舗（物販店、飲食店、サービス店舗）、住宅と店舗の兼用（併用）建築物に限って運用することとしています。なお、本指針策定後も、対象建築物の拡大等について、実際のニーズや歴史的建築物に関わる専門家の意見等を踏まえつつ、更新していきたいと考えています。

※歴史的建築物

- ① 文化財保護法に基づき登録された**国登録有形文化財**
- ② 景観法に基づき指定された**景観重要建造物**
- ③ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき指定された**歴史的風致形成建造物**
- ④ 川越市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき特定された**伝統的建造物**